

なら高齢者・障がい者支援研究会のご案内

権利擁護が必要な人の支援を考える場合、生活全般をトータル的に支援することが必要であり、司法・福祉・医療等に携わる専門職・行政や地域住民との連携は不可欠です。そこで、権利擁護の支援に携わっている人たちが集まってお互いどのような活動をしてどのような課題を抱えているなどを話し合い、ケース検討や法律・制度などの勉強会や意見交換を通じて「顔の見える支援者のネットワーク化」を図ります。

2月

- 日時：平成31年2月19日（火）19:00～20:30頃
- 内容：介護支援専門員・相談支援専門員の事例について
- 講師：①万葉苑介護保険総合相談センター 舟岡孝子氏
②こぶしの会相談支援センター 小針康子氏

3月

- 日時：平成31年3月19日（火）19:00～21:00
 - 内容：誰もが地域の中で住まいを探しやすい社会へ
～奈良県精神障害者居住支援ネットワークの取り組み～
 - 講師：社会福祉法人萌 グループホーム担当 南部達也氏
- ※もうひとつの勉強会「けんりようご・ねっと奈良」の皆さんと一緒に勉強します。



2月・3月共通

- 会場：奈良弁護士会館（奈良市中筋町22番地の1）
- 参加対象者：
(1) 高齢者・障害者の権利擁護に従事している関係者・関係機関
(2) 市民後見人養成講座受講修了者 (3) 権利擁護に関心のある方
- 参加費：無料
- 参加申込み：開催日前日までにメール（shien@narashi-shakyo.com）もしくは電話・FAXにてお申込み下さい（裏面申込書をご利用下さい）
- 連絡・申込先：奈良市権利擁護センター
電話：0742-34-4900 FAX：0742-34-4514
- 主催：なら高齢者・障がい者支援研究会、奈良市権利擁護センター



◆相談会・質問会を開催します◆



2月19日の研究会終了後、支援者の皆さんが抱えている問題（成年後見・意思能力・死後の処理・介護事故・債務整理・消費者被害など）について、弁護士をはじめとする専門職に相談・質問する時間を設けます。（※相談会のみ参加も可能です。）

例えば・・・

- ・後見申立てをどのように進めればいい？（必要書類・必要費用・法テラスの利用）
- ・被支援者の自宅に督促状が届いている。債務整理？破産？手続や費用は？
- ・被支援者宅に悪質業者が訪問販売に来ている。やめさせたいがどうすればいい？
- ・介護施設を運営しているが事故が起こった。その際の対応は？事前の予防策は？

ぜひ、日頃の活動・支援でお困りのことについてご相談ください！

参加申込書

奈良市権利擁護センター行 FAX:0742-34-4514

参加希望日	2月19日 ・ 3月19日
ふりがな 名 前	
所属・勤務先	
連絡先（電話）	
メールアドレス	
相談会に参加希望	する しない
相談内容・通信欄 （相談会に参加ご希望の方は事前に相談内容をお知らせください。） ※当日参加も可能です。 ※相談内容の秘密は守られますが、相談内容を一般化して研究会で共有を図ることがあります（事前の了解はとります）。	<input type="radio"/> ご本人年齢（ 才） <input type="radio"/> 性別（ 男 ・ 女 ） <input type="radio"/> 家族構成（本人・ の合計 人） <input type="radio"/> 相談の概要・質問

※この用紙の個人情報については、本研究会以外には使用いたしません。

※申込受理などのご連絡はお断りをする時以外、差し上げることはございませんので、ご了承ください。

※メールでの申込も可能です。メールで申込される際には、上記申込書の内容をご記入のうえ（nara.ksk.net@gmail.com）までお送り願います。メーリングリストはGMO社の「freeml（無料サービス）」を利用しており、招待メールが届きますので内容をご確認のうえ登録手続きをお願いします。

※メーリングリストへの登録で次回からの研究会日程・内容などの案内をお届けします。